

和気町有機農業実施計画

～地域と子どもたちを元気にする、
持続性の高い魅力ある農業の実現～

令和6年3月

岡山県和気町

目次

| | | |
|--------------------------|-------|----|
| 1 有機農業実施計画の策定について | | |
| (1) 策定の趣旨 | | 1 |
| (2) 計画策定手順 | | 1 |
| 2 和気町農業の現状と課題 | | |
| (1) 和気町の概要 | | 2 |
| (2) 農業を取り巻く情勢 | | 3 |
| (3) 和気町農業の現状 | | 4 |
| (4) 和気町農業の振興課題 | | 7 |
| 3 有機農業振興の基本的な考え方 | | |
| (1) 有機農業の現状、問題 | | 8 |
| (2) 有機農業の推進に係る課題 | | 10 |
| (3) 有機農業推進の基本方針 | | 13 |
| (4) 有機農業振興の施策体系 | | 15 |
| 4 基本施策 | | |
| 4-1 有機農業の推進、啓発 | | 16 |
| (1) 有機農業の推進、啓発活動の実施 | | 16 |
| 4-2 栽培技術の普及、定着、経営安定促進 | | 18 |
| (1) 栽培技術の向上、普及等促進 | | 18 |
| (2) 経営安定、所得確保等促進 | | 18 |
| 4-3 販売促進、有利販売の取組強化 | | 20 |
| (1) 地産地消、町内供給の拡大促進 | | 20 |
| (2) 多様な需要の創出、農産物の付加価値化 | | 20 |
| 4-4 多様な担い手、農地等生産基盤の確保 | | 22 |
| (1) 多様な担い手、新規参入者の受け入れ促進 | | 22 |
| (2) 生産性の高い営農基盤等の確保支援 | | 22 |
| 5 有機農業の推進に向けて | | |
| (1) 施策の推進方法 | | 24 |
| (2) 推進体制と実現に向けた進行管理 | | 25 |

1

有機農業実施計画の策定について

(1) 策定の趣旨

本町を含め国内農業は、農家の高齢化、担い手不足が深刻化し、生産基盤の脆弱性が指摘されるなか、農業生産とともに農村集落の機能低下が危惧される状況です。

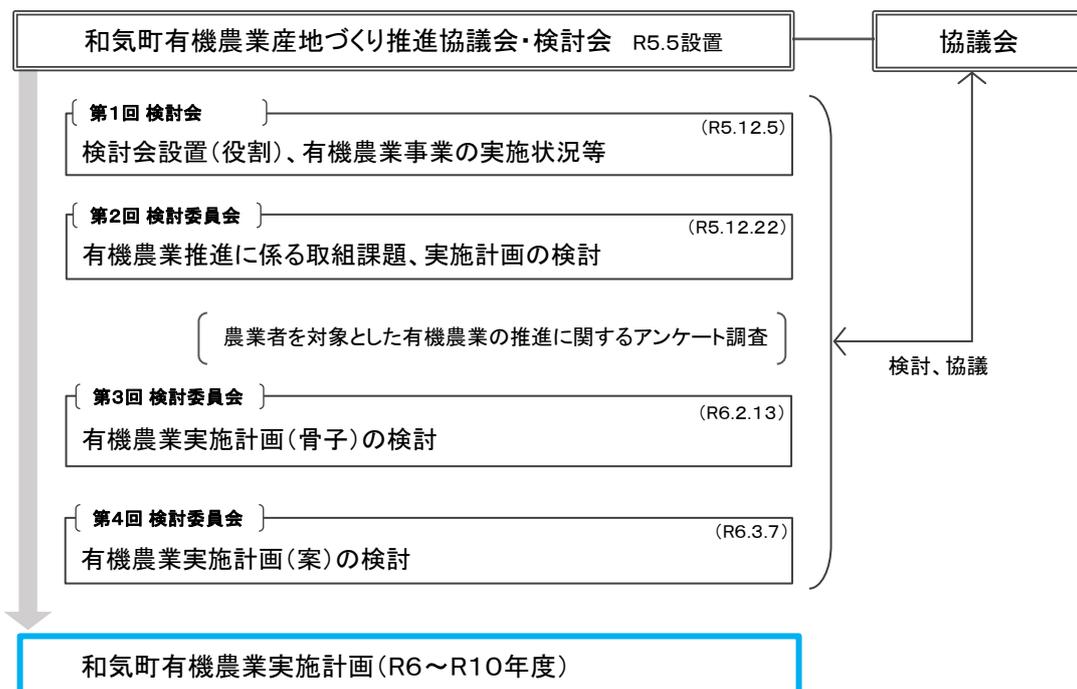
特に、米価の低迷、下落は本町の農業、農地面積の多くを占める水田農業を維持していく上で大きな問題となっています。そうした中でも、和気町の農業、農村に新たな魅力と可能性をもたらす取組の一つとして、有機農業が注目されています。町内では以前から先駆的に取り組んでいる経営体がありますが、最近では新規で取り組む農業者も増えつつあります。

国は、令和4年4月に「みどりの食料システム法」*を制定し、環境への負荷を抑えた持続性の高い農業の実現に向けて各種施策を打ち出し、県においても令和5年3月にみどりの食料システム戦略基本計画を策定し、市町村との連携により有機農業を支援することとしています。

こうした状況を踏まえ、和気町では、農業・農村の維持発展、地域の活力向上を目指し、有機農業を本格的に推進することとし、この度、その基本施策をまとめた「和気町有機農業実施計画」（以下「実施計画」）を策定することとしました。

(2) 計画策定手順

「実施計画」の策定に際しては、協議会・検討委員会を設置し、有機農業推進に係る課題や必要な施策等について検討し、農業者の意見を反映するため、アンケート調査を実施しました。



*「みどりの食料システム法」:みどりの食料システム戦略の実現に向けて、国、県、市町村による推進体制、役割等について規定。令和4年4月制定、同年7月施行。

2

和気町農業の現状と課題

(1) 和気町の概要

～町の概要(自然、立地、人口、世帯、産業、交通等)～

① 自然、立地

- 町の総面積は144.2km²で、山林が65.8km²(46%)、田が10.7km²(7%)、畑が2.0km²(1%)、宅地が4.3km²(3%)、その他が59.9km²(42%)となっています。(H24年度固定資産税による)
- 町のほぼ中心部を岡山三大河川の一つで一級河川の「吉井川」が貫流し、支流の金剛川、初瀬川、王子川沿いに市街地が形成されています。
- 気象は、瀬戸内式気候に属し、年間平均気温は14～15℃、全国的にみても降雨量が少なく年間降水量は1,200～1,300mm程度です。

② 人口、世帯

- 町の人口は、昭和55(1980)年前後をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12(2030)年には11,470人まで減少すると予想されています。
- 町では、「ひと・まち・しごと総合戦略」を推進することで、人口減少の速度を抑え、推計値より約1000人多い、12,500人を令和12年の目標として施策を進める計画です。

③ 産業、交通

- 産業別の就業人口、生産額(付加価値額)ともに、第3次産業が多くを占めます。
- 町内には、JR山陽本線和気駅や山陽自動車道路和気ICが設置され、高速道路や国道2号線と結節して県北部を結ぶ国道374号線が南北に縦貫するなど、交通網が充実しています。
- 岡山市まで約30分、神戸市も約1時間半の距離にあって、産業振興、物流面でも恵まれた立地にあります。

④ 町外からの移住の動き

- 水と緑豊かな自然、生活しやすい温暖な気候に恵まれ、また、交通アクセスなど利便性に優れた立地等を背景に、町外、県外からの移住者は平成27年以降で700人を超え、移住に関する相談件数も年間300～400件あります。
- このうち一定割合は、就農による定住希望者も多く、高齢化、担い手不足に悩む農村では、新たな活力をもたらす動きとして、期待されています。

図2-1 町の位置図



図2-2 人口、世帯数の推移

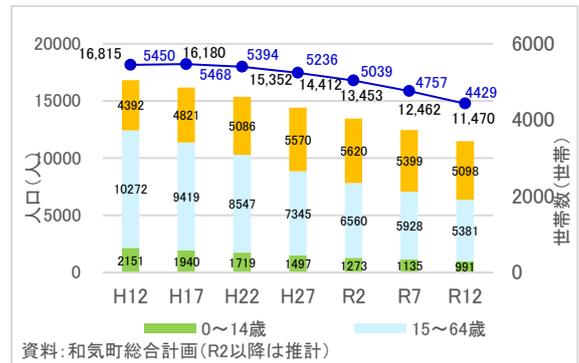


図2-3 産業別就業人口、産業別生産実額(町内生産)

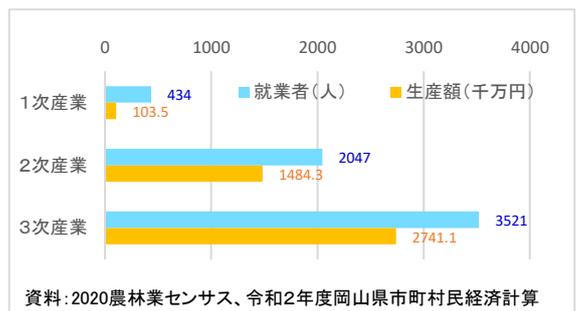
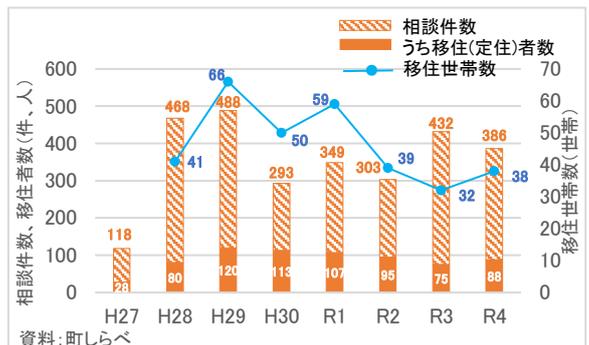


図2-4 和気町への移住者数の推移



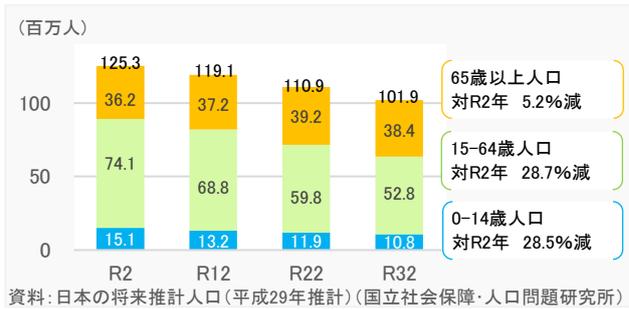
(2) 農業を取り巻く情勢

～国内外の情勢、経営環境、政策等～

①人口減少（生産年齢人口、高齢化）

- 国内人口の減少、高齢化の進展にともない、食料の総需要の縮小、消費形態・サービスの多様化が進むことが予想されます。
- 生産年齢人口の減少による労働力不足（外国人労働者確保の競合）が危惧されます。
- 定年延長、公的年金制度への不安等による定年帰農者数の減少は水田農業を支える人材不足に直結する問題となっています。

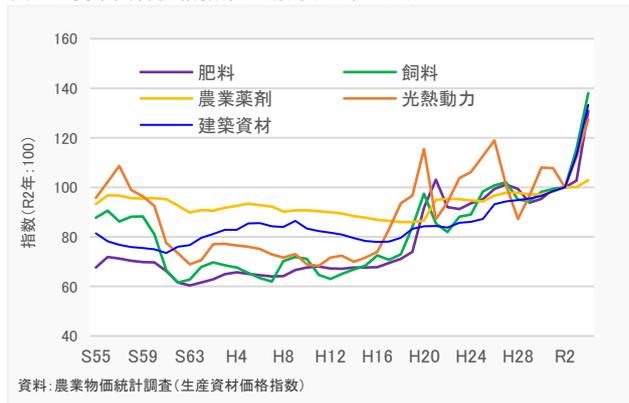
図2-5 国内人口の将来推計



②資材高騰による経営悪化

- 新型コロナウイルス感染症のまん延、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻等による国際物流の混乱、主要産出国による肥料原料等の輸出制限や歴史的円安等を背景とした肥料・燃油等の農業資材費の高騰とともに、農産物価格への費用転嫁が進まないことで、農業経営収支は悪化しています。

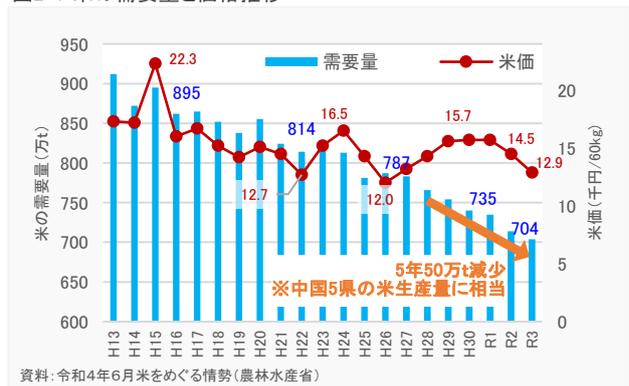
図2-6 農業資材価格指数の動向(R2年=100)



③米需要の縮小、米価低迷

- 米の需要は毎年8～10万トン減少(5年間で50万トン減少)しています。
- この傾向が続くと仮定すると、令和22年度には米の需要量は令和2年度の704万トンから211万トン減少し、作付面積に換算すると41万haの減少となります。
- 高齢化により水稻作付面積の縮小も進むと思われませんが、今後の需給の動向次第では、米価のさらなる下落により水田農業の経営環境がより厳しくなることも予想されます。

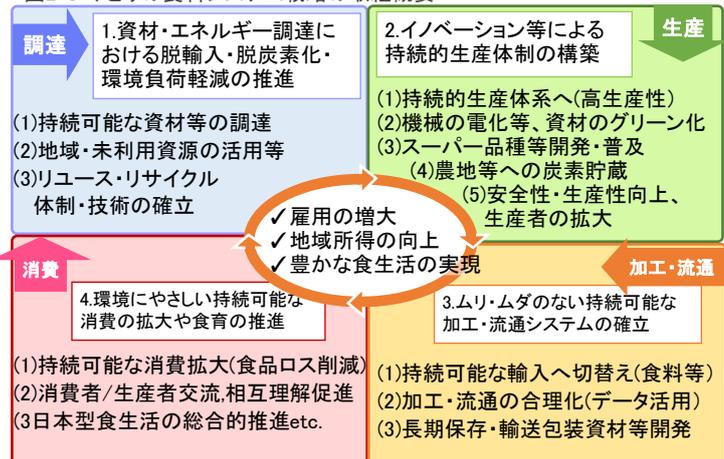
図2-7 米の需要量と価格推移



④ 国の農業政策の動向

- 国は、持続可能な食料システムの実現に向け、「みどりの食料システム戦略」を示し(令和2年5月)、令和32年の達成目標として、①化学農薬使用量(リスク換算)50%減、②化学肥料使用量30%減、③有機農業面積25%(100万ha)拡大等を掲げ、関連施策を推進しています。
- 令和4年7月にみどりの食料システム戦略法が施行され、以降、都道府県においても国の方針を踏まえ、基本計画を策定し、市町村段階での環境負荷を低減した農業の取組を進めています。

図2-8 みどりの食料システム戦略の取組概要



(3) 和気町農業の現状

① 農家の減少、高齢化の進展

- 平成22年から令和2年までの10年間で、総農家(販売農家+自給的農家)数は、32%に相当する420戸減少しており、特に、販売農家の減少が顕著です。
- 土地持ち非農家(耕地面積10^{ha}未満)については、大きな増減は無く推移していることから、高齢化や担い手不在、米価下落等による販売額減、経営規模の縮小が進んでいると推察されます。
- 基幹的農業従事者を年代別で見ると、70代が238人で全体の約半数、70代以上が349人と同7割を占め、平均年齢は72.2歳です。
- 水田農業を主に支えている従事者総数の減少とともに高齢化が同時に進んでいる状況です。

② 農地の動向

- 耕地面積のうち、農業経営体によって耕作されている経営耕地面積の割合は地域によって差があり、その割合が低い地域(日笠、藤野、山田、塩田)では、耕作放棄地の発生面積割合も多い傾向が見られます。
- 農業経営体(概ね販売農家)が少なく、土地持ち非農家が多い地域において、耕作放棄地の発生が進んでいる状況が推察されます。

➤ 段階的に規模縮小していく農家の農地(主に水田)をどのように利用・保全していくことができるか、担い手に集積、集約化できるかが課題です。

図2-9 和気町の総農家等の推移

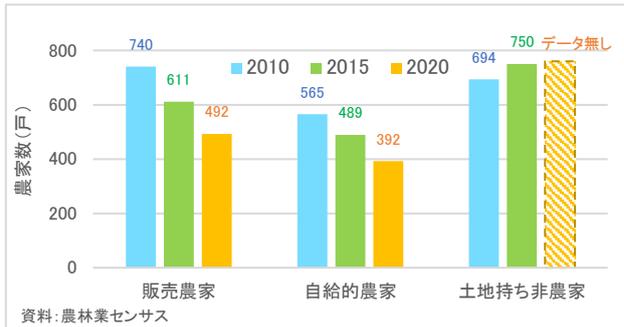


図2-10 和気町の年代別基幹的農業従事者(男女計)

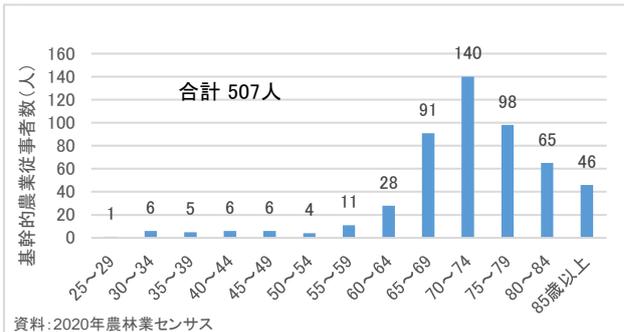


図2-11 和気町の耕地面積等の現状(地域別)

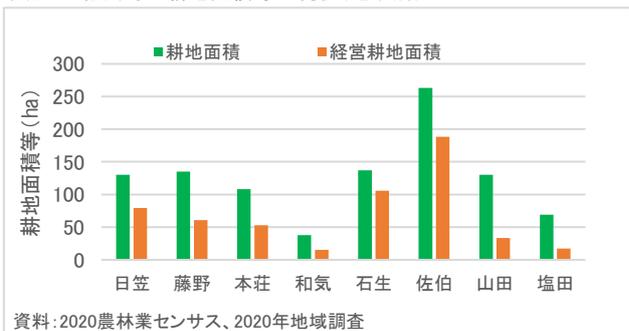
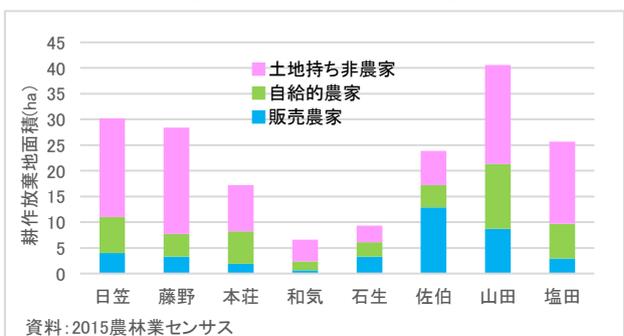


図2-12 和気町の農家区分別耕作放棄地発生面積(地域別)



※ 総農家 : 販売農家+自給的農家
 販売農家 : 経営耕地面積30a以上または販売額が50万円以上
 自給的農家 : 経営耕地面積10a以上の販売農家以外の総農家
 農業経営体 : 一定の基準を満たした家族経営体及び組織経営体。(販売農家に近い)
 家族経営体 : 家族経営体は個人経営体及び一戸一法人
 組織経営体 : 一戸一法人以外の法人経営体と非法人経営体。
 基幹的農業従事者: 農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「仕事(農業)に従事していた者」

図2-13 和気町農業の概要



表2-1 各地域の農業概要

単位：経営体、ha、人、歳

| | 合計 | 日笠 | 藤野 | 本荘 | 和気 | 石生 | 佐伯 | 山田 | 塩田 |
|------------------|-------|------|------|------|------|-------|-------|------|------|
| 耕地面積 | 1,010 | 130 | 135 | 108 | 38 | 137 | 263 | 130 | 69 |
| うち田 | 889 | 118 | 122 | 95 | 34 | 127 | 225 | 107 | 61 |
| うち畑 | 121 | 12 | 13 | 13 | 4 | 10 | 38 | 23 | 8 |
| 経営耕地面積 | 553.1 | 79.5 | 60.7 | 53.2 | 15.1 | 105.6 | 188.5 | 33.2 | 17.3 |
| 耕作放棄地面積 | 181.7 | 30.2 | 28.4 | 17.2 | 6.6 | 9.2 | 23.8 | 40.6 | 25.8 |
| 総農家 | 884 | 109 | 141 | 125 | 43 | 113 | 219 | 87 | 47 |
| 販売農家 | 492 | 73 | 72 | 51 | 18 | 75 | 145 | 40 | 18 |
| 農業経営体(経営耕地在り) | 502 | 77 | 73 | 52 | 18 | 76 | 146 | 41 | 19 |
| 基幹的農業従事者数(15歳以上) | 507 | 76 | 83 | 44 | 14 | 79 | 145 | 47 | 19 |
| 平均年齢 | 72.2 | 72.1 | 69.8 | 72.3 | 74.3 | 71.8 | 72.3 | 74.6 | 76.1 |

資料：2020農林業センサス、耕地面積は2020年地域調査、耕作放棄地面積は2015年農林業センサス

③水田を主とした経営構造の動向

- 岡山県では、3ha規模以下の経営体で経営耕地面積が減少傾向にある一方、10ha規模以上では増える傾向にあり、小規模農家及びその経営耕地が縮小しつつも、農地の一定割合は、担い手に集積されている状況が分かります。（この傾向は全国ではより顕著です）
- 本町でも、1ha未満の経営規模で大幅な減少が見られますが、このうち一定割合の農地は、3ha規模以上の経営体に集積されていることが分かります。
- 今後、さらに小規模農家を中心に生産の縮小が進んでいくと予想されるなかで、こうした農地をいかに担い手に集積し、あるいは、農地を引き受ける担い手をどう確保していくかが課題です。
- 販売金額規模別経営体数の割合について、販売金額が50万円未満の経営体の割合が高く、全体の7割を占める状況です。
- 全国的に大規模経営が農産物流通市場（主に園芸、畜産）では中心的な存在となっているなかで、小規模経営の多い本町の農業構造をどのように展開していくかが課題です。

④農業振興の施策課題について

- 町内の農業者を対象に実施したアンケート調査結果では、今後力を入れるべき農業振興施策として
 - ▶ **短期課題**は、「鳥獣被害対策」「水路等施設老朽化対策」「水田営農に係る受委託や貸借促進」が、
 - ▶ **長期課題**は、「水田営農の組織化、法人化」、「水田営農に係る受委託、貸借促進」「鳥獣被害対策」が、それぞれ上位に挙げられました。
- 和気町の農業を維持、振興していく上では、鳥獣被害対策とともに、水田営農の担い手確保、農地の利用集積等をいかに進めるかが課題となっています。

図2-14 経営耕地規模別面積（担い手への農地集積状況の比較）

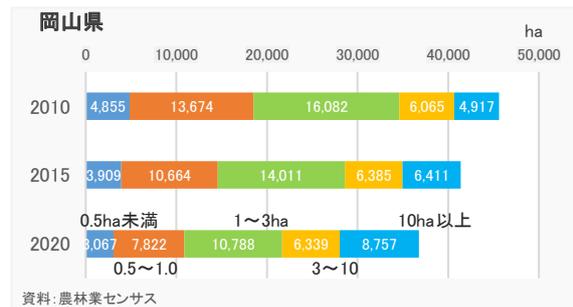


図2-15 販売金額規模別経営体数割合

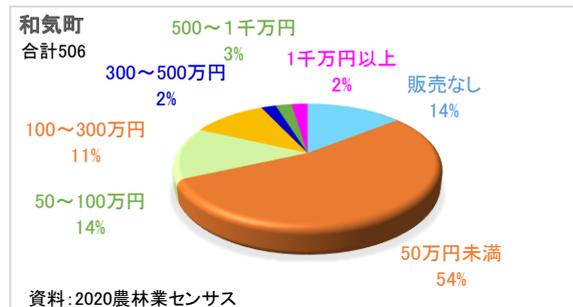
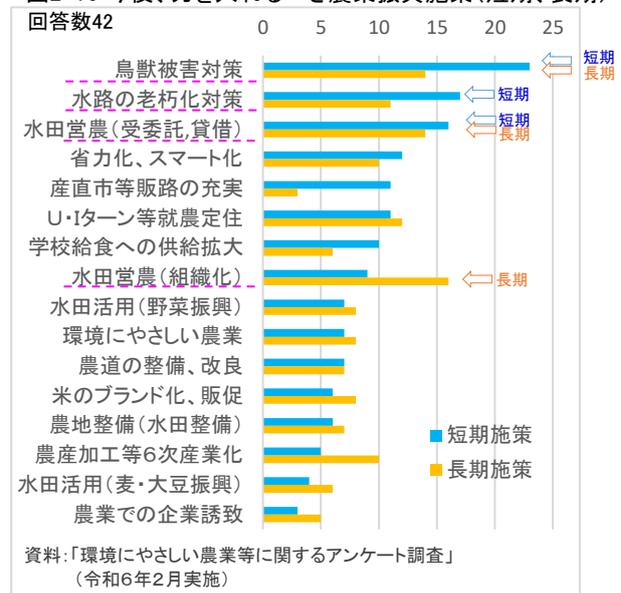


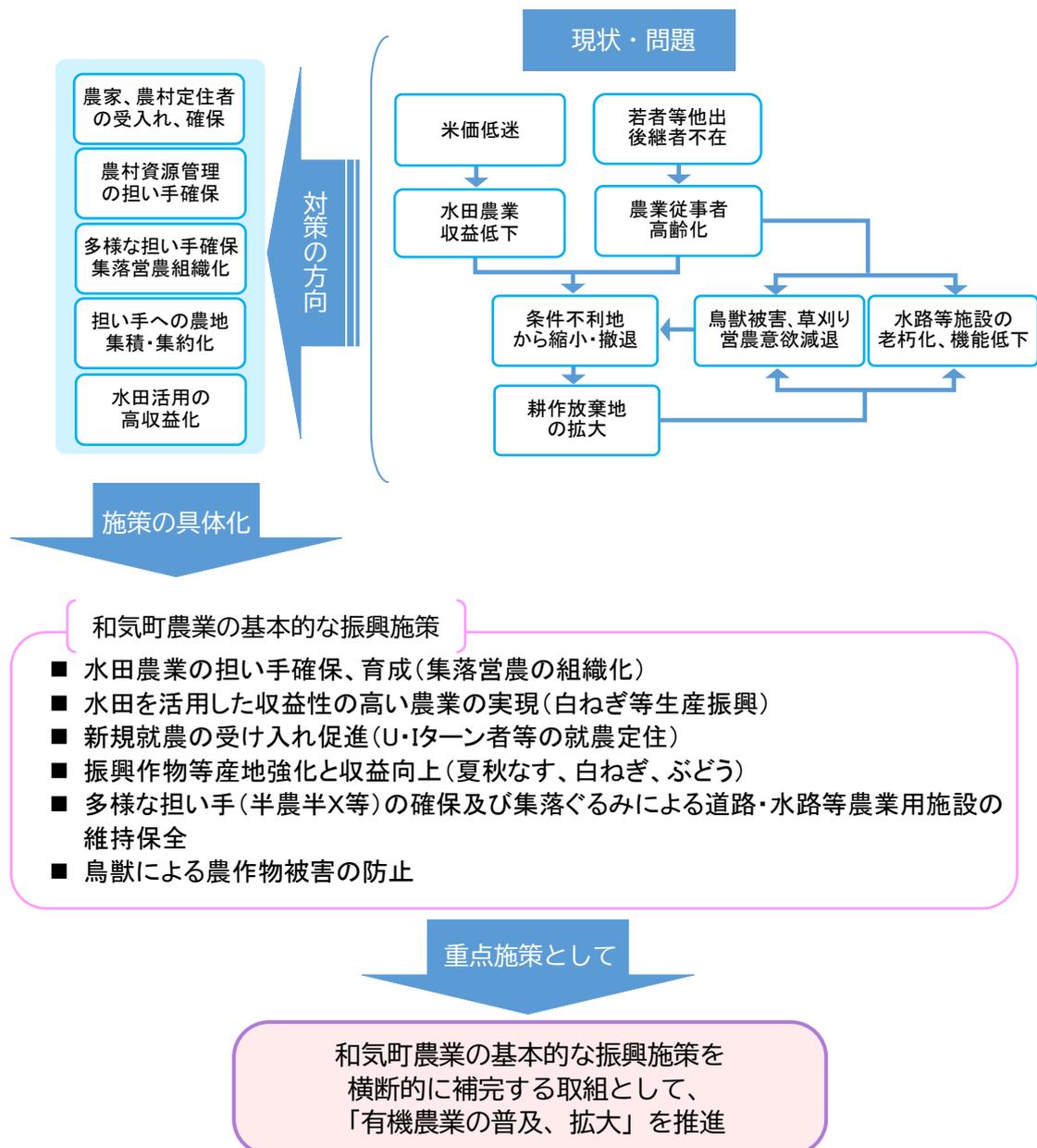
図2-16 今後、力を入れるべき農業振興施策（短期、長期）



(4) 和気町農業の振興課題

～現状と問題点(まとめ)～

- 本町の農地の大部分を占める水田では、農家の高齢化、後継者不足とともに、米価低迷による収益低下に加え、鳥獣による農作物被害の増加等によって営農意欲の低下、遊休農地の拡大などの問題に直面しています。
- こうした中で、和気町の農地・農業を将来にわたって支え、リードしていく次の担い手を確保するには、個別・法人経営体のほか半農半Xの受け入れなども含め、多様な担い手の確保が求められています。
- 町では、水田農業の収益性向上に向けた農地集積や収益性の高い作物の生産振興、資源管理のための集落共同活動、鳥獣被害防止に向けた取組を総合的に支援することとしています。
- 以上を踏まえ、和気町農業が持続的で活力ある営みとして次世代に引き継がれていくことを目指し、「有機農業の普及、拡大」を重点施策の一つとして位置づけ、推進していくこととします。



3

有機農業振興の基本的な考え方

(1) 有機農業の現状、問題

① 町内の有機農業の取組概要

- 現在、有機農業に取り組んでいる実経営体数は25経営体で、最も多いのは佐伯地区の10経営体。うち、有機JAS認証を取得している経営体は3経営体。
- 栽培面積は、23.1haで、うち19.1haが水稲、2.97haが野菜。野菜の作付け面積が多いのは日笠地区で1.0haとなっています。（数値は2020年農林業センサス）

図3-1 町内の有機農業の取組（経営体、面積）

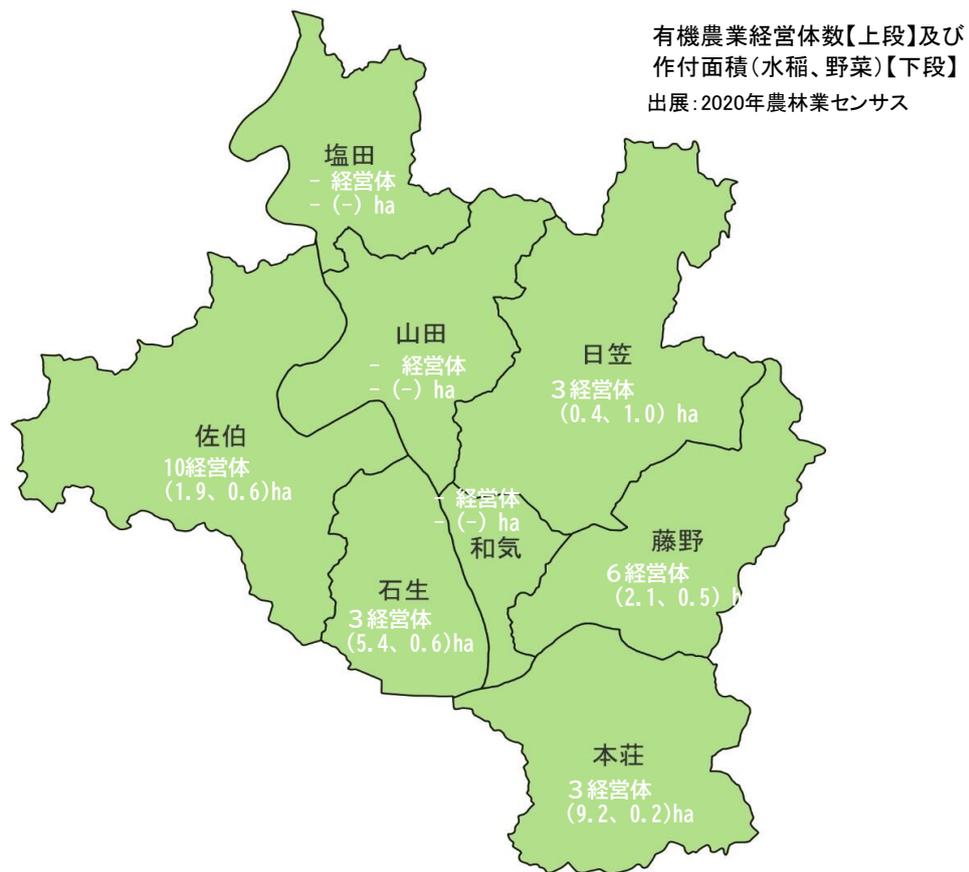


表3-1 各地域の農業概要

単位: 経営体、ha

| | 合計 | 日笠 | 藤野 | 本荘 | 和気 | 石生 | 佐伯 | 山田 | 塩田 |
|-----------|------|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|----|
| 有機農業実経営体数 | 25 | 3 | 6 | 3 | - | 3 | 10 | - | - |
| うち水稲 | 16 | 2 | 3 | 3 | - | 2 | 6 | - | - |
| うち野菜 | 11 | 3 | 3 | 1 | - | 1 | 3 | - | - |
| 有機農業栽培面積 | 23.1 | 1.9 | 2.8 | 9.4 | - | 6.0 | 2.9 | - | - |
| うち水稲 | 19.1 | 0.4 | 2.1 | 9.2 | - | 5.4 | 1.9 | - | - |
| うち野菜 | 2.97 | 1.0 | 0.5 | 0.2 | - | 0.6 | 0.6 | - | - |

資料:2020年農林業センサス

- 有機農業の定義:有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業(有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号))

② 環境保全型農業の取組状況

- 環境保全型農業直接支払制度*を活用した生産は、令和3年までは野菜を中心に1ha弱の作付け面積で推移していましたが、この3年は水稲の作付も加わり、取り組み総面積は増えています。
- 今後、有機農業の普及、拡大を図っていく上では、同制度の活用も促しつつ、段階的に推進していくことが求められます。

表3-2 環境保全型農業直接支払交付金申請(取組)状況 単位:㌥

| 作物区分 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | 備考 |
|---------|----|----|----|--------|-------|----|
| にんにく、緑肥 | 62 | 62 | 31 | 113.81 | 51 | 日笠 |
| インゲン他 | - | - | - | 18.5 | 19 | 日笠 |
| 水稲 | - | - | 23 | 55.2 | 62.7 | 田原 |
| 大根・白菜 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 藤野 |
| 合計 | 86 | 86 | 78 | 211.5 | 156.7 | |

③ 学校給食への町内産農産物の供給状況(米、野菜)

- 町内小・中学校の学校給食への町内産農産物の供給状況について、野菜(豆類含む)では、ダイコン(610kg)、チンゲンサイ(490kg)、ミニトマト(470kg)、ナス(350kg)、白ネギ(140kg)、ホウレンソウ(130kg)など17品目について、年間約2.5トンが供給されています。(注:和気町地産地消推進協議会による供給以外にも各調理場独自で供給を受けているものがあります)
- タマネギ、ニンジン、ジャガイモなどを含め、学校給食で使用されている野菜全体では、10~15トン程度と推定されます。(生産に必要な農地面積:30~60㌥)
- 同様に米の使用量は、年間約12.4トンとなっています。(生産に必要な農地面積:3~4㌥)
- 今後、有機栽培により米や野菜を学校給食に供給していく上で、特に、野菜については、生産出荷時期や需要量(献立)との調整を密にしていく必要があります。

表3-3 学校給食(各調理場)での米使用量

| | | 月必要量 | 年間米必要量 |
|----------|-----|---------|------------|
| 小学校調理場 | 3箇所 | 760kg/月 | 9,120kg/年 |
| にこにこ園調理場 | 3箇所 | 270kg/月 | 3,240kg/年 |
| | | | 12,360kg/年 |

④ 町内で調達、供給できる堆肥等資源賦存量

- 町内では肉用牛、養鶏など畜産経営が盛んで、家畜排せつ物等を活用することで、土づくりに不可欠な堆肥を活用できる環境にあります。

表3-4 家畜排せつ物由来の堆肥生産可能量(試算)

| 家畜区分 | 飼養頭羽数 | 堆肥生産可能量 |
|-------|----------|-----------|
| 肉用牛 | 3,067頭 | 17,000t/年 |
| 採卵鶏 | 2,300羽 | 40t/年 |
| ブロイラー | 128,500羽 | 1,180t/年 |

※牛糞堆肥
町の経営耕地面積550haへの供給
3トン/10㌥投入可能

(注)家畜飼養頭羽数は、町調べ(2023年4月時点)

試算は、「堆肥化マニュアル」(中央畜産会)を参考に試算

堆肥製造に際して、敷料や副資材(戻し堆肥)の種類、乾燥方法などの違いで、処理量に対する製造量は数10%異なる

* 環境保全型農業直接支払制度:化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減(有機農業含む)した上で、地球温暖化や生物多様性保全に効果の高い営農活動(堆肥施用、長期中干し、秋耕etc.)に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じた支援を行う制度。

(2) 有機農業の推進に係る課題

① 有機農業推進に係る取組課題(認定農業者等へのアンケート調査結果)

- 町内の多くの農家は、「環境にやさしい農業」に関心が高く、半数近くは何らかの形で実践していると回答されています。
- 一方で、有機農業を推進する上では、技術面や販売面での難しさを感じており、経営が成り立つかどうか、労力面での負担なども普及していく上での阻害要因と捉えています。
- 但し、有機農業の講習会、研修会への参加について、半数以上の農家は何らかの関心があると回答されました。

図3-2 環境にやさしい農業の現在の取組、関心

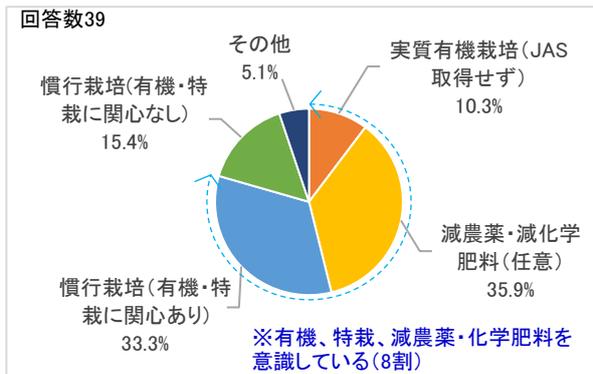


図3-3 和気町で有機農業を推進するには

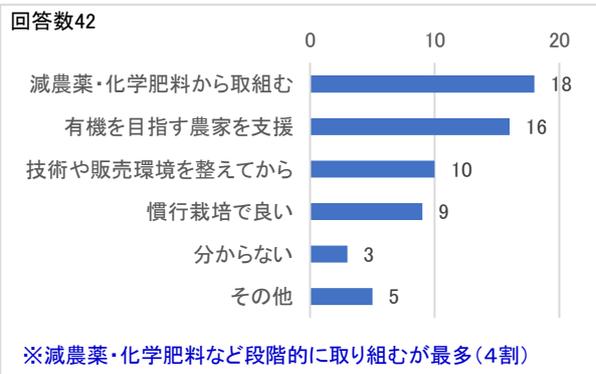


図3-4 有機農業を推進する上での問題、課題

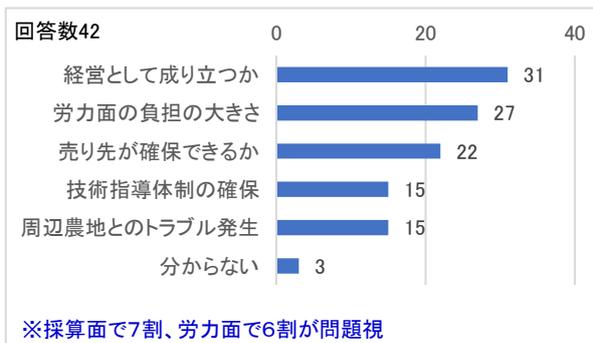


図3-5 有機農業を進める上で重要なこと(施策)

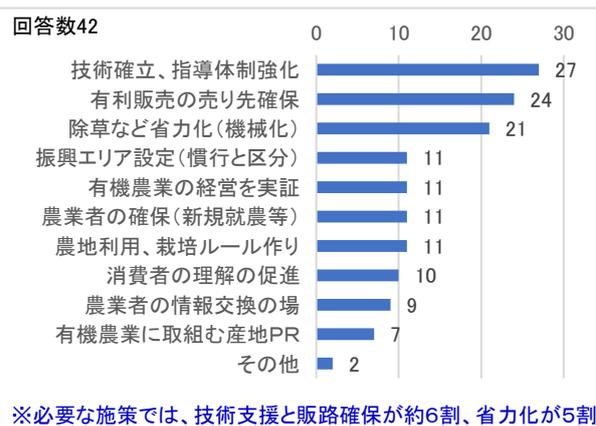


図3-6 学校給食に有機農産物を供給することについて

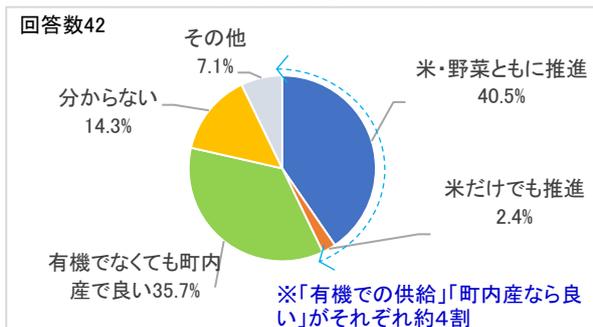
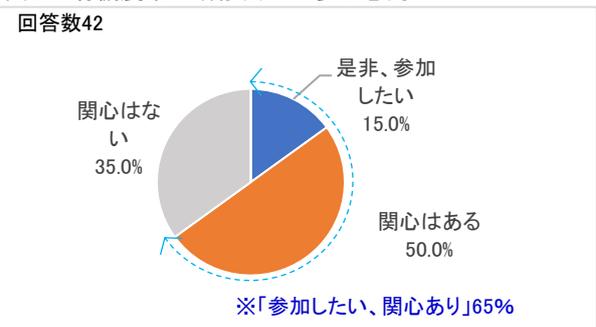


図3-7 有機農業の研修会への参加意向



注) アンケート調査の概要

対象者: 認定農業者(34)、認定新規就農者(9)、中山間地域等直接支払代表者(16)、多面的機能直接支払代表者(6)計65
 郵送による配布、回収、実施期間: 令和6年2月2日～同年2月19日まで
 回収件数 42件、回収率 65%

② 有機農業推進に係る現状・背景及び推進に向けた取組課題

有機農業の推進に向けた取組課題等については以下のとおり。(協議会・検討委員会の意見を取りまとめ)

表3-5 有機農業推進に係る現状・背景及び取組課題

| テーマ | 現状・背景 | 推進に向けた取組課題 |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有機農業の啓発、推進体制等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 町民(農家、非農家)には、有機農業を普及、推進する意義が伝わっていない状況がある。 ● 農業者にとっては、有機農業に伴う作業、労働の負担の大きさ、収益確保などが要因で、積極的に取り組めない状況がある。 ● 移住相談者のなかには、一定割合で就農(有機含む)希望者がいる。 ● 消費者にとっては、慣行栽培品と比較して、有機農産物の優位性、価値を評価し難い現状がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 町民(農家含む)に対し、有機農業に取り組む意義・目的等を理解してもらう必要がある。 【有機農業推進への理解】 ● 有機農業が実現可能で魅力ある経営として理解され、関心を高めてもらうことが必要。 【生産者等への普及啓発】 ● 新規就農者の受入れ体制確保 【新規就農者の受入れ体制確保】 ● 有機農業の取組意義・有機農産物の価値を理解してもらうことが必要。 【町民・消費者に対する普及啓発】 |
| 栽培技術の普及、定着、生産性向上 | <ul style="list-style-type: none"> ● 町内、近隣市町には、有機農業に先駆的に取り組み、農業経営として実績を上げる農家がある一方、有機農業の取組を普及拡大する上では、十分な体制とはいえない状況。 ● 慣行栽培に比べ低収量、労働負担、販路確保など経営の確立には一定期間を要する。 ● 有機農業の担い手としては、慣行栽培の農家が有機栽培に転換するほか、U・Iターンなどの新規参入や半農半Xなど、多様な就農形態が見込まれる。 ● 新規就農では、技術習得のほか、農地の確保、機械施設の導入などが大きな負担。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水稲、野菜について生産技術の確立、向上、普及を図る必要がある 【生産技術の普及、定着】 ● 生産技術(省力化等含む)とともに、経営所得の確保、目指す経営指標等が必要。 【経営安定までの所得補完】 ● 生産性向上、作業負担の軽減対策 【生産性向上、作業負担の軽減対策】 ● 多様な経営モデルの確立、実証 【多様な経営モデルの確立、実証】 ● 農地確保も含め新規就農の受入れ体制が必要。 【新規就農者の受入れ体制確保】 |
| 販路確保、販売促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 有機農産物の販売では、慣行栽培品より一定程度高い価格でなければ収益確保が難しい。(市場出荷では2~3割高程度に留まる) ● EC(電子商取引)等で有利販売するには、商品価値を伝えるための客観的な指標等が必要。 ● 現在の生産量は少ないため、EC以外でも販路に限られる。 ● 学校給食は、身近で確実な販路となるが、仕入れ価格と販売希望価格に差がある。 ● 有機農産物として販路を確保、拡大していく上で、有機JAS認証の取得は一つの要件となるが、小規模な生産者にとっては費用や手間の負担感がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 生産の拡大、出荷体制の実情にあった販路を確保する必要がある。 【販路確保、有利販売の促進】 ● 販路の一つとしてECサイトの利用等を進める必要がある。 【ECサイトの利用、食味計等導入】 ● 学校給食を販路として、米とともに野菜について早期に供給率を高める必要がある。 【学校給食への有機農産物供給】 ● 有機JAS認証等の取得が必要。 【有機JAS認証の取得促進】 ● 町独自認証の創設 【町独自認証の創設】 ● 農産物の付加価値化として農産加工の取組も進めることが必要。 【6次産業化、農商工連携の取組】 |
| 多様な担い手の確保、農地等の生産基盤の確保等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 有機農業に取り組む人として、新規参入者も一定割合見込まれるなかで、技術習得のほか、農地の確保、機械施設の導入などが大きな負担となっている。 ● 有機農業では、周囲のほ場からの農薬の飛散リスクがあり、一方で、慣行栽培の農家は病害虫発生を懸念する現状がある。 ● 栽培技術の普及、指導體制の整備、生産性の向上、高品質化や付加価値化など有機農業を効率よく推進する環境が整っていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な担い手を確保、育成するための受入れ体制の整備が必要。 ● 有機農業を推進するエリアを定め、団地化を図る等の対策が必要。 【意欲ある有機農業の担い手の育成】 ● 推進エリア設定、農地の集積・集約化 【推進エリア設定、農地の集積・集約化】 ● 高品質な生産、高付加価値化を促すための機械設備等の導入が必要。 【穀粒判別機、色彩選別機等導入】 ● 省力化、軽労化機械導入 【省力化、軽労化機械導入】 ● 農産物加工、販売等施設整備 【農産物加工、販売等施設整備】 |

注: 和気町有機農業産地づくり推進協議会、検討会での意見等まとめ

③ 有機農業の取組意義と推進課題

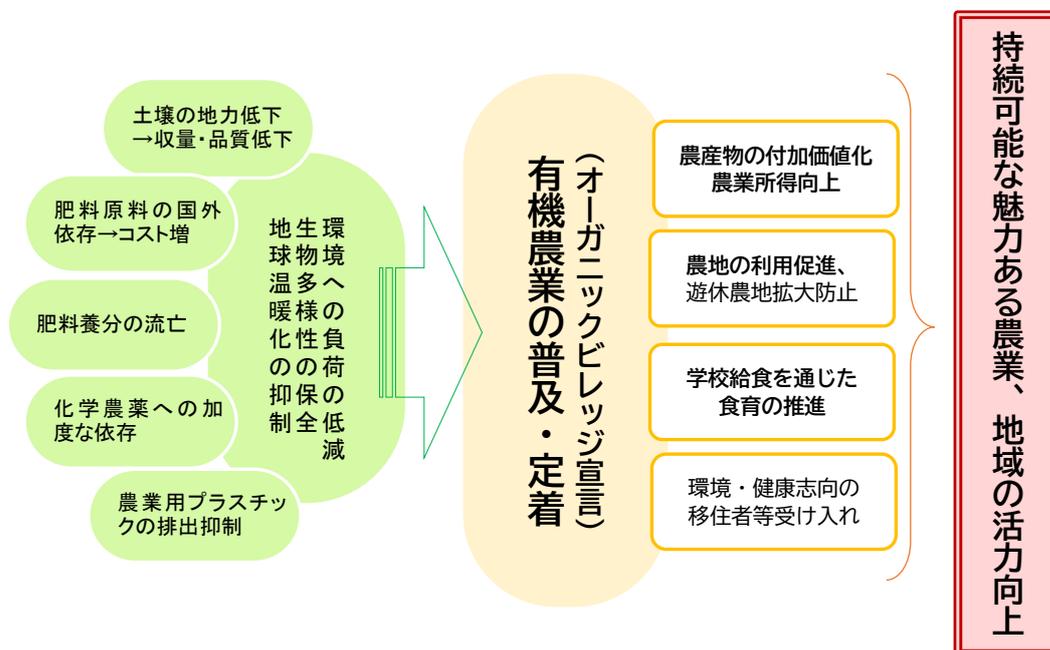
【有機農業の取組意義】

- 環境への負荷を低減し、多様な生物の生存環境が汚染されることなく、土づくりを基本とした持続可能な農業を実現。〈社会・時代の要請に応える〉
- 高品質で特徴ある農産物を生産、販売することで、水田農業を始め、条件不利地でも収益が確保できる農業を実現。〈農産物の付加価値化、農業所得向上〉
- 収益性の高い農業を実現することで、農業生産の動機付けを高め、農地の利用促進、農地の遊休化の抑制、防止に結び付ける。〈農地利用促進、遊休農地拡大防止〉
- 子供たちに「安全・安心な食」を提供し、地域農業への関心を高め理解を醸成。〈食育の推進〉
- 和気町として、環境にやさしい農業の取組を対外的にアピールすることで、取組に共感する若者等呼び込む。〈移住等受入れの促進〉

【農業への社会・時代の要請】

【町としての取組意義】

【目指す方向】



【有機農業の推進に係る課題】

- 有機農業の振興、有機農業・農産物に対する町民等理解の促進
- 有機農業の生産技術（省力化技術含め）の確立、普及、定着
- 有利販売するための販路確保（生産出荷可能な量目に応じた売り先）
- 有機農業の段階的な拡大（慣行栽培から有機への転換、規模拡大）、U・Iターン等新規就農者受け入れ、そのための農地確保、有機農業推進エリアの創設

(3) 有機農業推進の基本方針

【基本的な考え方】

世界中で異常高温が常態化し、我が国でも令和5年の平均気温が1898年の統計開始から最も高くなり、地球温暖化の影響は気象災害を始めとして、様々な影響を及ぼしています。

温暖化の原因となっている温室効果ガスの削減は、農業においても発生抑制に向けた取組が求められるとともに、生物多様性も含めて環境にやさしい農業の取組が要請されています。

町内の農業者を対象に行った「環境にやさしい農業」に関するアンケート調査（令和6年2月実施）では、多くの農家が環境への負荷を低減するため、減農薬・減化学肥料による生産など取り組んでいる実態が把握されました。一方で、技術習得や販売環境、労働面での負担などにより、有機農業の経営確立が難しいと感じていることも分かりました。

今後、水田営農を始めとして、和気町農業の持続的な発展を目指す上では、社会や時代の要請に応えつつ、小規模であっても付加価値の高い農業、経済的にも持続性の高い、和気町ならではの魅力ある農業を目指す必要があります。

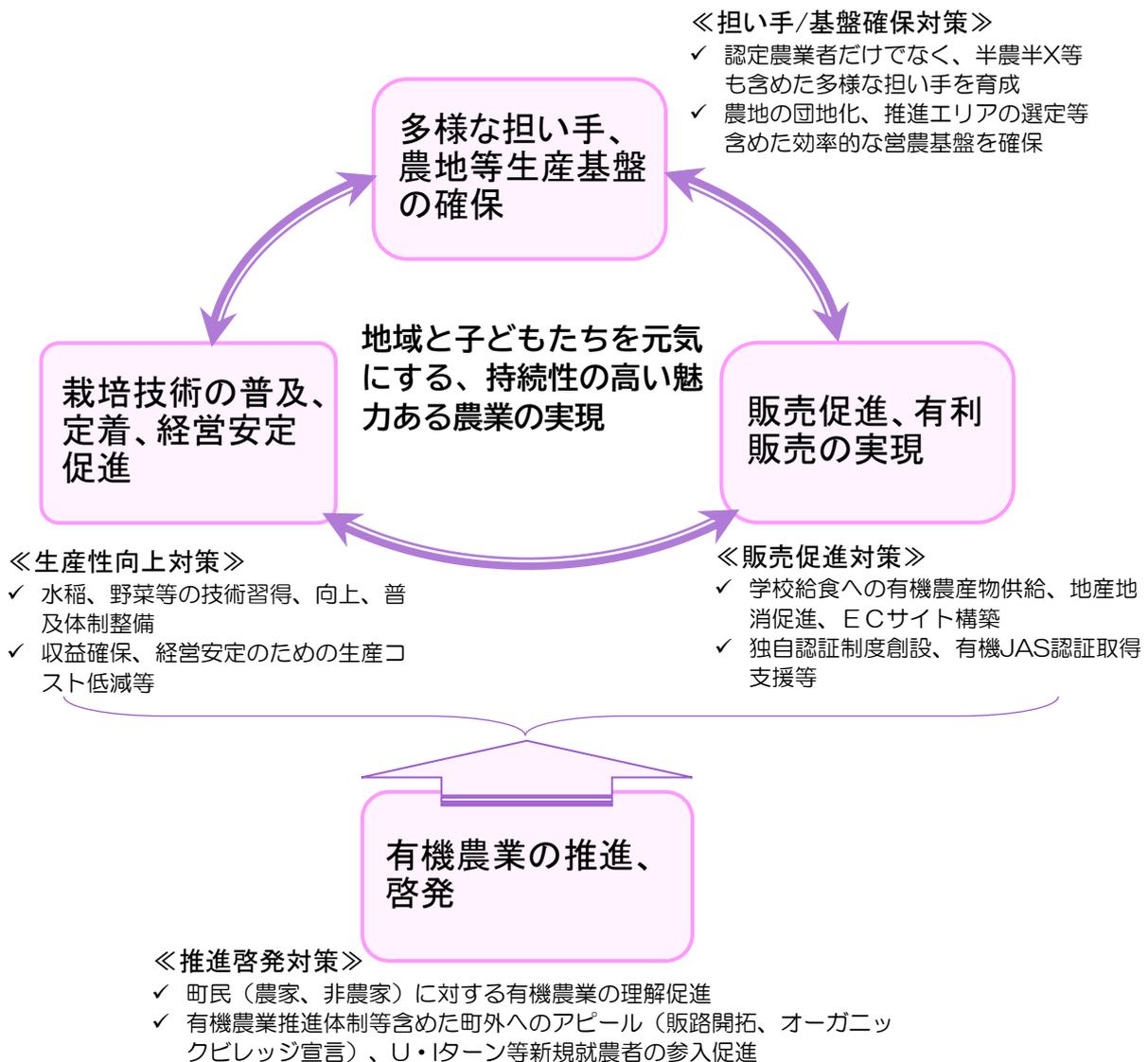
こうした状況を踏まえ、本町農業の振興の柱の一つとして「環境にやさしい農業」を位置づけ、必要な施策を進め、その普及、定着を図り、農業農村の持続的な発展を目指すこととし、その将来像を次のとおり掲げます。

【将来像】

**地域と子どもたちを元気にする、
持続性の高い魅力ある農業の実現**

【施策の展開方向】

- 有機農業を推進するための施策展開の考え方としては、生産（「栽培技術の普及、定着及び経営安定の促進」）、販売（「販売促進、有利販売の実現」）、担い手/基盤（「多様な担い手及び農地等生産基盤の確保」）の3つ視点を基本とし、これらを計画的に推進するための啓発（「有機農業の推進、啓発」）を加えた4つを施策の柱として必要な取り組みを進めます。



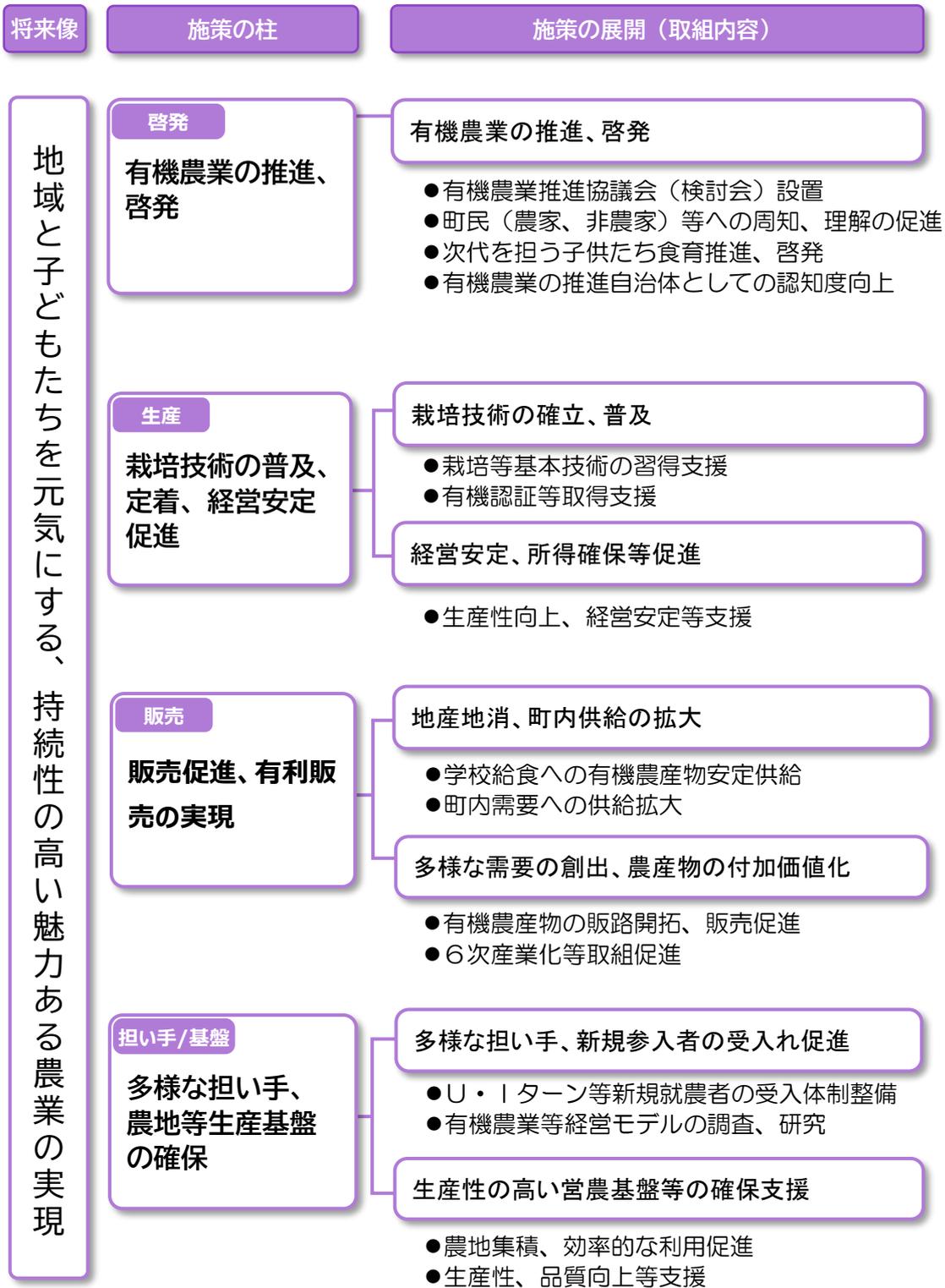
注)オーガニックビレッジ宣言

「みどりの食料システム戦略」推進の一環として国が定めた制度。有機農業に係る生産から消費まで市町村単位で宣言するもの。これに関連して国の支援を受けることができる。令和5年8月現在で91市町村が宣言している。

(4) 有機農業振興の施策体系

- 有機農業の振興では、以下に示す施策体系のとおり、「啓発」、「生産」、「販売」、「担い手/基盤」の4つの柱に沿って、必要な施策を進めていきます。

〔施策体系〕



(1) 有機農業の推進、啓発活動の実施

〔重点施策〕

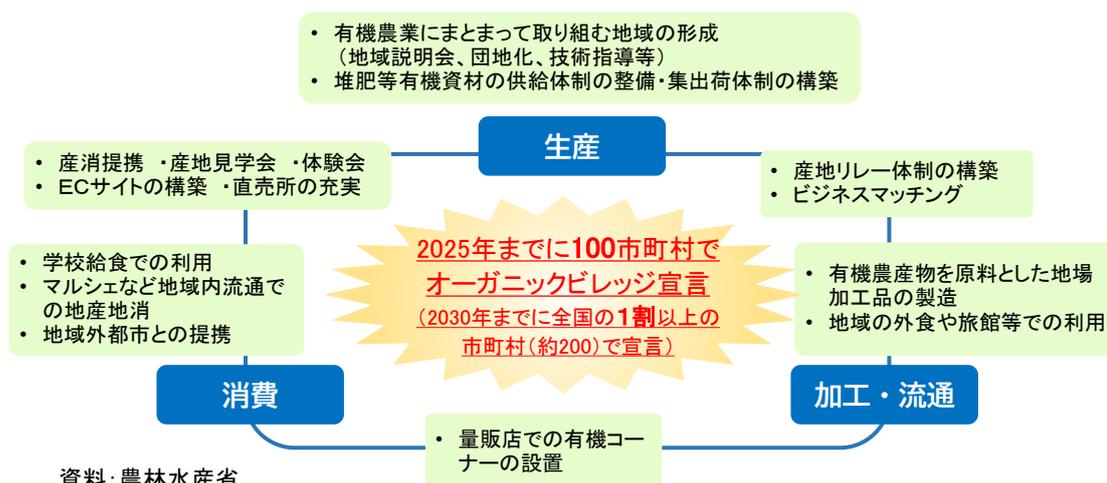
≫≫現状・課題≫≫

- 町として有機農業を普及、推進する意義や目的などを町民（農家、非農家）に対して伝え、理解を促していく必要があります。
- 多くの農業者は、有機農業の栽培技術や作業、労働の負担、販路確保などの点で、農業経営としての難しさを感じています。また、有機農業を普及、拡大していくには、様々な問題を解決しながら、段階的に推進していくことが重要であると思っています。（アンケート調査結果より）
- 町外からの移住相談者のなかには、一定割合で就農（有機含む）を希望する者がいます。
- 消費者にとっては、慣行栽培品と比較して、有機農産物の優位性、価値を評価し難い現状があります。

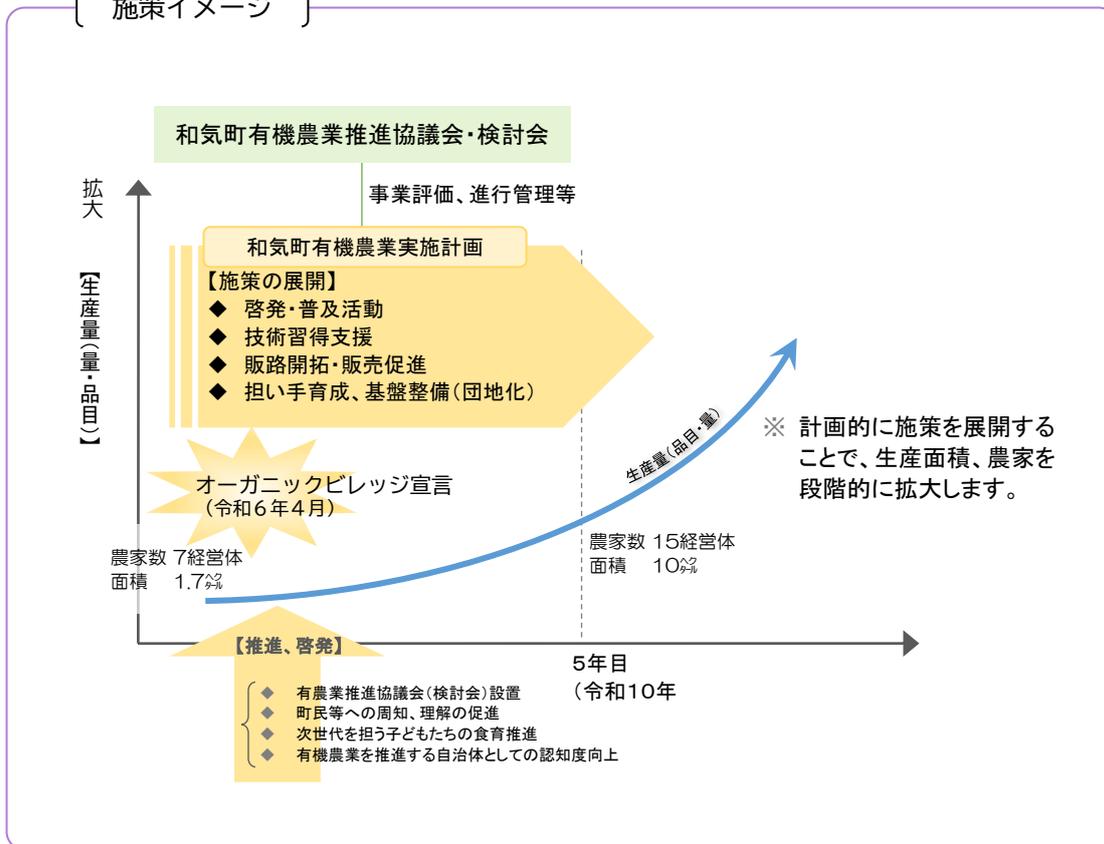
≫≫施策の展開方向≫≫

- 町として、有機農業等の普及、拡大に向け、計画的に施策を展開するための基本となる計画策定や推進体制を整備します。【**推進計画作成及び推進体制整備**】
- 町民（農家含む）に対し、環境にやさしい農業（有機農業を含む）に取り組む意義・目的等の理解を促し、特に、将来を担う子どもたちに、食と農の大切さや、有機農業の取組意義を理解してもらうため、PRイベントの開催や学校給食への農産物供給に取り組みます。【**有機農業等への理解促進**】【**学校給食への有機農産物供給**】
- 農家に対しても、有機農業が実現可能で魅力ある経営として理解され、チャレンジしようという意欲、関心を持ってもらうための情報提供、啓発イベント等に取り組みます。【**有機農業への理解促進**】
- 和気町が有機を含め環境に配慮した農業に取り組む産地であることを広く知ってもらい、有機農産物等の販売拡大に結び付けるとともに、環境に配慮した農業に関心がある移住希望者に対して、就農定住を促す契機となるよう、町外に向けて積極的な情報発信に取り組みます。【**有機農業推進に係る情報発信**】

【国が示すオーガニックビレッジ宣言を通じた取り組み内容等】



〔 施策イメージ 〕



実施する主な施策(事業)

《有機農業の推進、啓発》

- 有機農業推進協議会(検討会)設置
 - ・有機農業実施計画策定(R5~R10)
 - ・有機農業実施計画進捗管理
 - ・有機農業中長期推進計画検討(総合計画(2026~2030)への位置づけ)
- 町民(農家、非農家)等への周知、理解の促進
 - ・有機農業PRイベント実施(田植え祭り、稲刈り祭り等)
 - ・地産地消と一体的な推進(和気マルシェ等でのPR、交流活動)
- 次代を担う子供たちの食育推進
 - ・学校給食への有機農産物の供給促進
- 有機農業を推進する自治体としての認知度向上
 - ・「オーガニックビレッジ」宣言
 - ・有機等就農、定住モデル(実践事例)等の紹介

(1) 栽培技術の向上、普及等促進

〔重点施策〕

≫≫現状・課題≫≫

- 町内、近隣市町には、有機農業に先駆的に取り組み、農業経営として実績を上げている農家がある一方では、有機農業の取組を普及拡大する上では、技術の普及、指導体制は十分とはいえない状況です。
- 栽培技術の習得、確立とともに、販路拡大を図るうえでは、有機JAS認証の取得が必要ですが、小規模な経営では、手間やコスト面で負担が大きく、認証取得が広がらない状況があります。

≫≫施策の展開方向≫≫

- 水稲、野菜について生産技術の確立、向上、普及を図るための体制の整備、強化を図ります。
【生産技術の普及、定着】【生産性向上、作業負担の軽減対策】
- 有機JAS認証の取得者を増やすため、取得に係る経費（講習会、取得・更新費等）を助成し、また、既に認証を取得した農家による指導・助言等体制を整備します。
- あわせて、有機JAS認証の取得を必要としない生産出荷者（地産地消など）には、町独自の認証制度を創設し、慣行商品との差別化、ブランド化を図ります。
【有機JAS認証取得支援】【町独自認証制度創設】

(2) 経営安定、所得確保等促進

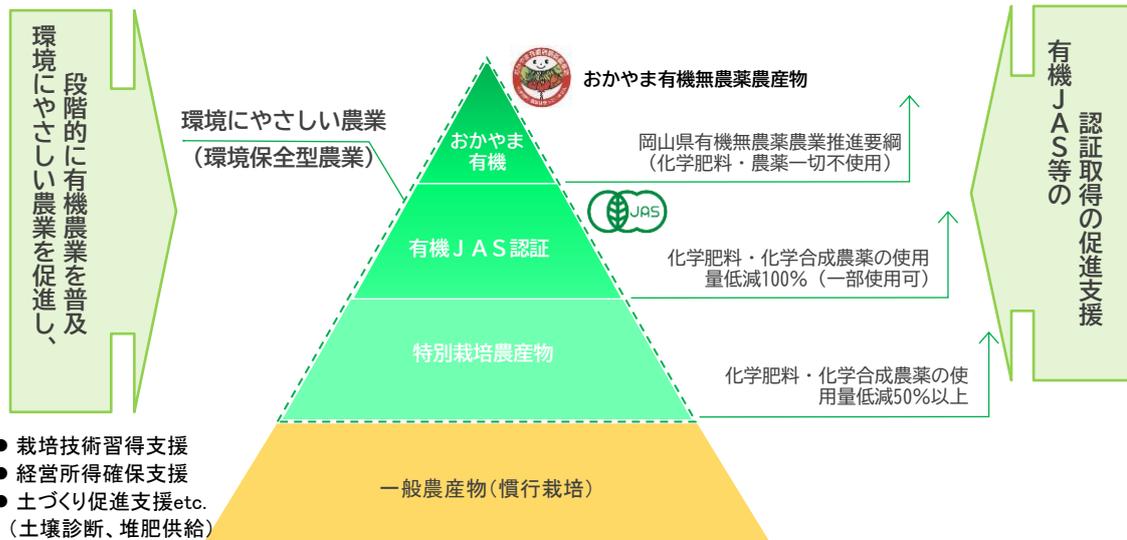
≫≫現状・課題≫≫

- 有機農業等は、慣行栽培に比べて、単位収量の面や労働の負担、販路確保などの面で、克服すべき課題が多く、魅力ある経営として確立、定着を図るまでには、一定の支援が必要です。
- 環境にやさしい農業生産（有機農業含む）では、微生物の働きを活かした土壌環境の健全化（土づくり）を基本としますが、町内では畜産経営が盛んで、家畜由来の堆肥資源を身近に調達できる環境があります。
- 新規就農では、技術習得のほか、農地の確保、機械施設の導入などが大きな負担であり、参入する上での障壁となっています。

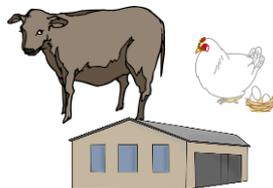
≫≫施策の展開方向≫≫

- 生産技術（省力化等含む）とともに、経営の安定、所得確保を促すための支援に取り組みます。
【経営安定までの所得補完】（農業資材等助成）
- 土づくりのための地域資源の活用（畜産由来の堆肥利用）や土壌診断等を促進、支援します。
- 栽培技術だけでなく、農地確保等も含め、新規就農の受入れ体制を整備します。あわせて、様々な経営の意向に即した有機農業の経営モデル（指標）の調査、研究を進めます。
【多様な経営モデルの確立、実証】

〔 施策イメージ 〕



- 栽培技術習得支援
- 経営所得確保支援
- 土づくり促進支援etc. (土壌診断、堆肥供給)



※地域に賦存する多様な資源の活用
(家畜排せつ物由来の堆肥など)

実施する主な施策（事業）

《栽培技術の向上、普及等促進》

- 栽培等基本技術の習得支援
 - ・ 稲作栽培技術の習得支援(有機農業講習会)
 - ・ 野菜栽培技術の習得支援(有機農業講習会)
 - ・ 環境保全型農業技術習得支援(特別栽培等)
- 有機認証等取得支援
 - ・ 有機JAS認証、おかやま有機無農薬認証取得支援
 - ・ 和気町独自認証の創設・管理体制整備
 - ・ 特別栽培農産物認証取得支援

《経営安定、所得確保等促進》

- 生産性向上、経営安定等支援
 - ・ 経営安定助成(産地交付金、環境保全型直接支払交付金)
 - ・ 農業生産資材費助成(有機JAS規格適合肥料等)
 - ・ 地域資源を活用した土づくり支援(畜産堆肥等活用)
 - ・ 土壌診断等助成
 - ・ 生産性向上機械施設導入助成(園芸用ハウス、スマート農業機械等)
 - ・ 有機農業等モデル経営指標の調査、研究(水稻、園芸(露地・施設)、目標所得、初期投資等)

(1) 地産地消、町内供給の拡大促進

〔重点施策〕

≫≫現状・課題≫≫

- 有機農業の普及、推進に際しては、技術習得とともに販路の確保が大きな課題として挙げられました。（アンケート調査結果より）
- 学校給食は、身近で確実な販路ととして、重要な位置づけとなりますが、一般品の仕入れ価格と有機農産物（希望価格）とでは、大きな差があります。
- 有機農産物として販路を確保、拡大していく上で、有機 J A S 認証の取得は一つの要件となりますが、小規模な生産者にとっては費用や手間の問題で取得が増えない状況です。一方、学校給食や産直市などの地産地消の販売では、何らかの形で慣行・有機の区別が出来れば良いケースもあります。

≫≫施策の展開方向≫≫

- 身近な販路として、また、町の将来を担う子どもたちに、食と農の大切さや、有機農業の取組意義を知ってもらうため、学校給食への有機農産物の供給拡大を進めます。

【学校給食への有機農産物供給】【食育の推進】

- 有機農産物の販路を拡大していくため、有機 J A S 認証の取得を促すための支援体制を整備します。あわせて、町内産農産物のブランド化の一環として町独自認証の制度を創設します。

【有機JAS認証の取得促進】【町独自認証の創設】

(2) 多様な需要の創出、農産物の付加価値化

≫≫現状・課題≫≫

- 有機農業を普及、拡大していく上では、まとまった量を有利販売できる売り先を開拓していく必要があります。
- E C（電子商取引）等を使って有利販売するには、有機 J A S 認証の取得とともに、商品価値を伝えるための工夫も必要です。（客観的な価値評価など）
- 現在の町内の生産量や品目では、一般市場では競争力が弱く、E C サイトや卸等を通じた販路での有利販売が難しい状況です。
- 有機農業で発生しがちな規格外品は一般の販路では流通しにくい現状があります。

≫≫施策の展開方向≫≫

- 生産の拡大、出荷体制の実情にあった販路を確保するための取組を促進、支援します。

【販路確保、有利販売の促進】

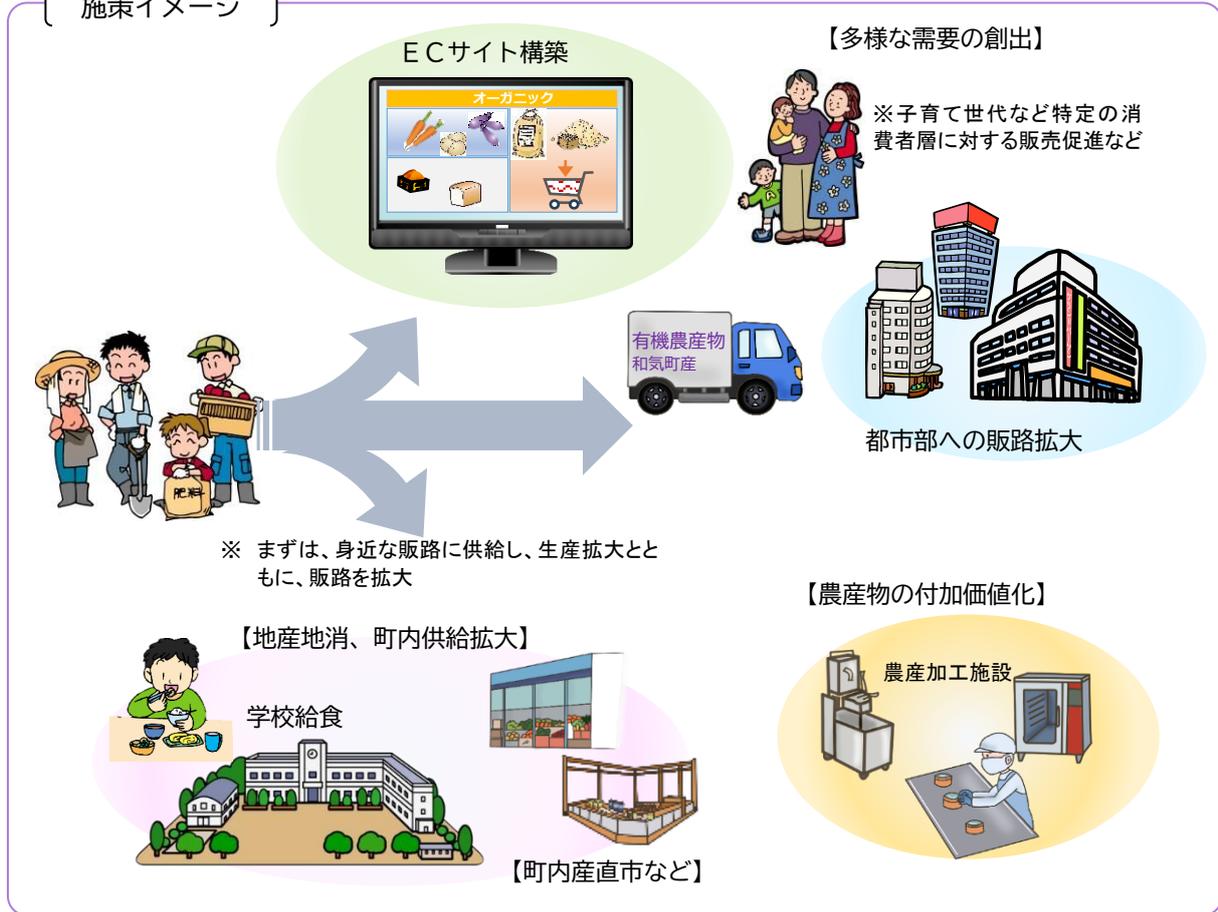
- E C サイト等を利用した独自の販路を開拓するため、E C サイトの構築とあわせて、米を食味値と整粒値で価格を設定するなど「ネット販売の仕組み」づくりを推進します。

【ECサイトの利用、食味計等導入】

- 規格外品等も含め、農産物の付加価値化として農産加工等の取組を進めるため、6次産業化や農商工連携の取組を支援します。

【6次産業化、農商工連携の取組】

〔 施策イメージ 〕



実施する主な施策（事業）

《地産地消、町内供給の拡大促進》

- 学校給食への有機農産物安定供給
 - ・学校給食への有機米供給助成（差額助成）
 - ・学校給食への主要野菜の供給拡大
- 町内需要への供給拡大
 - ・町内産直市等との連携による販売促進
 - ・町独自認証制度の創設、管理体制の整備

《多様な需要創出、農産物の付加価値化》

- 有機農産物の販路開拓、販売促進
 - ・ECサイト構築（米食味計導入等）
 - ・周辺地域、周辺産地との連携による販路拡大
- 6次産業化等取組促進
 - ・農産加工等の取組促進
 - ・農商工連携等支援（食品関連事業者等への販売、連携）

(1) 多様な担い手、新規参入者の受入れ促進

〔重点施策〕

≫≫現状・課題≫≫

- 有機農業に取り組む担い手としては、慣行栽培から有機に転換する農業者と新規就農者が有機農業に取り組むケースが考えられます。
- 新規就農（有機含む）を希望する人は、栽培技術習得のほか、農地の確保、機械施設の導入などが大きな負担となっています。
- 新規就農では、専業や半農半X、趣味的な農業など、様々な形態が考えられますが、所得形成の意向を含め、初期投資や労働（時間・日数）の負担などを踏まえ、モデルとなる経営指標があると、スムーズな就農を誘導できます。

≫≫施策の展開方向≫≫

- 多様な担い手を確保、育成するため、相談、体験、研修、就農等について支援体制を整備します。
- 新規参入などで、意向に即した就農を誘導、支援し、計画的な農地の確保を支援するためにも、モデル経営（指標）づくりを進めます。

【多様な担い手の取組、新規就農受入体制整備】

【モデル経営（指標）の作成】

(2) 生産性の高い営農基盤等の確保支援

≫≫現状・課題≫≫

- 有機農業では、周囲のほ場からの農薬の飛散リスクがあり、一方で、慣行栽培の農家は病害虫発生を懸念する現状があります。
- 効率的な営農基盤の確保、農業者間の連携、栽培技术等効率的な指導など、有機農業を効率よく推進するには、地区を定めて、団地化を図ることが重要です。
- 一定の所得形成を目指し、有機農業を中心的に牽引する担い手を育成するには、高生産性を実現するための機械施設等の導入を進める必要があります。
- 品質の高い農産物として流通させ、規格外品の付加価値を上げていくためには加工品の製造、販売にも取り組む必要があります。

≫≫施策の展開方向≫≫

- 慣行栽培のほ場との混在をできるだけ避け、慣行・有機の双方の生産に支障を来さないよう、農地利用について団地化を進めることとし、推進エリアの選定や農地集積に向けた話し合い、調整活動を促進、支援します。

【推進エリア設定、農地の集積・集約化】

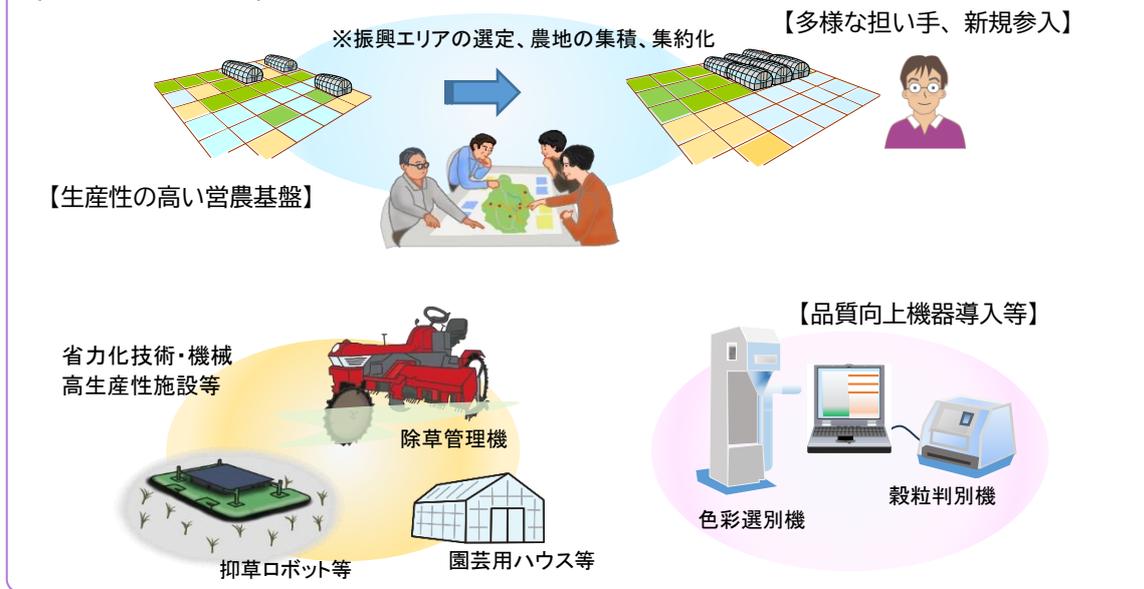
- 高品質な生産、高付加価値化を促すための機械設備等の導入を促進、支援します。

【穀粒判別機、色彩選別機等導入】

【省力化、軽労化機械導入】

【農産物加工、販売等施設整備】

〔 施策イメージ 〕



【有機農業に取り組む経営体数及び作付け面積（目標）】

| 内 容 | R5年度 | R7年度 | R10年度 | | | | | | | |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|-------|-------|----|--------|-------|-------|--|
| 経営体数 | 7経営体 | 11経営体 | 15経営体 | | | | | | | |
| 作付面積 | 1.72ha | 6.0ha | 10.0ha | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>水稲</td> <td>0.55ha</td> <td>4.5ha</td> <td>8.0ha</td> </tr> <tr> <td>野菜</td> <td>1.17ha</td> <td>1.5ha</td> <td>2.0ha</td> </tr> </table> | 水稲 | 0.55ha | 4.5ha | 8.0ha | 野菜 | 1.17ha | 1.5ha | 2.0ha | |
| 水稲 | 0.55ha | 4.5ha | 8.0ha | | | | | | | |
| 野菜 | 1.17ha | 1.5ha | 2.0ha | | | | | | | |

実施する主な施策（事業）

《多様な担い手、新規参入者の受入れ促進》

●新規参入等支援体制整備

- ・移住相談と一体的な相談対応（窓口・対応連携）
- ・経営意向に即した支援（半農半X、認定新規就農等）
（新規就農者育成総合対策〔就農準備、経営開始等〕）〔国〕
- ・有機農業等モデル経営指標の調査、研究（水稲、園芸（露地・施設）、目標所得、初期投資）
- ・有機等就農、定住モデル（実践事例）等紹介

《生産性の高い営農基盤等確保支援》

●農地集積、効率的な利用促進

- ・団地化推進エリアの選定、確保
（地域計画策定推進緊急対策、機構集積協力金〔集約化、受け皿経営体育成〕）〔国〕
- ・有機農業・慣行農業の農地利用調整（利用協定、ルールづくり等）

●生産性、品質向上等支援

- ・農地耕作条件整備等（国）
- ・省力化機械、園芸用ハウス等施設導入支援
- ・穀粒判別機、色彩選別機等導入支援
- ・農産物加工処理施設等導入支援

5

有機農業の推進に向けて

(1) 施策の推進方法

① 施策推進スケジュール

| | 実施計画期間 | | R11以降 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------|
| | 前期(R5~R7) | 後期(R8~R10) | |
| 1. 有機農業の推進、啓発 (1) 有機農業者推進、啓発 <ul style="list-style-type: none"> ● 有機農業推進協議会(検討会)設置 ● 町民(農家、非農家)等への周知、理解の促進 ● 次代を担う子供たち食育推進、啓発 ● 有機農業の推進自治体としての認知度向上 | 「実施計画策定」 オrganicビレッジ宣言 (令和6年4月) 「イベント開催」 「広報、PR」 集中実施期間 | 継続実施 | |
| 2. 栽培技術の普及、定着、生産性向上 (1) 栽培技術の確立、普及 <ul style="list-style-type: none"> ● 栽培等基本技術の習得支援 ● 有機認証等取得支援 (2) 経営安定、所得確保等促進 <ul style="list-style-type: none"> ● 生産性向上、経営安定等支援 | 「稲作技術講習会」 「有機作物栽培教室」(野菜) 「有機JAS認証取得」 「町独自認証制度創設」 経営安定対策(産地交付金) 生産資材購入支援等 | | |
| 3. 販売促進、有利販売の実現 (1) 地産地消、町内供給の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ● 学校給食への有機農産物安定供給 ● 町内需要への供給拡大 (2) 多様な需要創出、農産物の付加価値化 <ul style="list-style-type: none"> ● 有機農産物の販路開拓、販売促進 ● 6次産業化等取組促進 | 学校給食「米」供給 学校給食「主要野菜」供給 (関係者による供給協力体制) 「ECサイト構築」 「販路開拓、販売促進」 「農商工連携」「6次産業化」 | | |
| 4. 多様な担い手、農地等生産基盤の確保 (1) 多様な担い手、新規参入者の受入れ促進 <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な担い手、新規参入支援体制整備 (2) 生産性の高い営農基盤等の確保支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 農地集積、効率的な利用促進 ● 生産性、品質向上等支援 | 「有機農業等モデル経営の調査、研究」 「地域計画」策定、「推進エリア」選定 「穀粒判別機」、「色彩選別機」等 「園芸用ハウス」、「農地条件等整備」 | | |



(2) 推進体制と実現に向けた進行管理

① 推進体制（役割分担）

ア. 推進・検証体制

- 和気町有機農業実施計画に掲げる目標達成、施策の取組を着実に実行していくため、農業者、農協、農業委員会、関係団体、町（産業振興課）等で構成する「和気町有機農業産地づくり推進協議会・検討会」において、計画に掲げた施策や取組状況を検証していきます。

イ. 農家、農業団体等の役割について

- 農業者（和気町有機農業産地づくり協議会員等）は、有機農業の技術の確立と生産拡大に取り組み、町民、学校（給食調理場等）を始めとする消費者・実需者に供給するとともに、有機農業の普及、拡大に向け、新規参入者等への技術指導、助言等に努めます。
- J A等農業団体は、農業者、行政等の関係機関と連携し、有機農業の取組意義や有機農産物の価値を広く消費者に伝え、消費者と農業者相互の信頼関係の構築に向けた橋渡しを行うとともに、営農指導や有利販売に向けた取組の推進によって農業者を支援する役割を担います。

ウ. 町庁内及び関係機関等連携について

- 町は農業関係部署に限らず、教育（学校給食関係者）、移住・定住など関係部署と連携を図り、総合的な取組を進めます。
- あわせて、農業者、消費者、農業団体、事業者などと緊密に連携し、施策の推進に必要な組織体制や支援制度などを整備し、農業・農村の振興に寄与する役割を担います。
- また、町は、「オーガニックビレッジ宣言」とともに、実施計画の内容、取組の推進状況について、ホームページをはじめ様々な方法によって周知を図ります。

② 実現に向けた進行管理

- 実施計画（PLAN）に掲げる施策の取組（DO）は、各年度末に整理し、進捗状況を評価（CHECK）し、必要に応じて事業内容の対応策について改善（ACTION）を図っていきます。（PDCAサイクル沿って管理）
- また、社会情勢や国の政策動向等を踏まえ、必要に応じて計画（目標）の見直しを行います。

